

定 款

(平成29年10月1日改正)

川崎重工業株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第2章 株式及び株主	2
第3章 株 主 総 会	3
第4章 取締役及び取締役会	5
第5章 監査役及び監査役会	6
第6章 会 計 監 査 人	8
第7章 計 算	9

川崎重工業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、川崎重工業株式会社と称する。

英文では、Kawasaki Heavy Industries, Ltd. と書く。

(所 在 地)

第 2 条 当社は、本店を神戸市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体並びに販売及び賃貸借に関する事業
 - (1) 各種船舶、艦艇、海洋機器
 - (2) 各種航空機、宇宙機器、飛しょう体
 - (3) 各種車両、自動車
 - (4) 各種原動機
 - (5) 各種産業機械装置
 - (6) 各種機械器具装置
 - (7) 各種鉄構物、管槽製品
 - (8) 各種兵器
 - (9) 各種鋳造品、鍛造品
 - (10) 各種金属、合成樹脂、セラミックス、複合材料及びその加工品
2. 土木建築に関する事業
3. 建設工事の設計、監理に関する事業
4. 電気及び熱の供給に関する事業
5. 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に関する事業

6. 前各号の事業に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売に関する事業
7. 不動産の売買、賃貸借及び管理に関する事業
8. コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発、販売に関する事業
9. 情報処理並びに通信に関する事業
10. 一般海運業及び海難救助に関する事業
11. 航空機を使用して行う事業
12. その他前各号に付帯関連する事業

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式 及 び 株 主

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3 億 3 千 6 百万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が、取締役会の決議に基づき、これを招集する。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議 長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長又は会長が、取締役会の決定に従いこれにあたる。

- ② 取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。
- ③ 議長は、株主総会の決議によって、会議の延期もしくは続行を行うことができる。この場合には、別に招集手続きを行うことを要しない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、株主総会において、議決権を有するほかの出席株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する委任状を差し出さなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(定員)

第 21 条 当社の取締役は 18 名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、副会長若干名、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役おのおの若干名を定めることができる。

(社長の職務)

第 25 条 社長は、会社の業務を統理する。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、社長がこれを招集し、取締役会長がその議長となる。

- ② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会の運営)

第 30 条 その他当会社の取締役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(定 員)

第 33 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補欠監査役)

第 36 条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- ② 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に監査役に就任する。
- ⑤ 前項に基づき、補欠監査役が監査役に就任した際の当該監査役の任期は、補欠監査役に選任された時から起算して、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会の運営)

第 40 条 その他当会社の監査役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(員 数)

第 43 条 当会社の会計監査人は 1 名とする。

(選任方法)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 49 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(転換社債の転換の時期)

第 50 条 当会社の発行する転換社債の転換請求により、発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは、4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは、10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを行う。

(配当金の除斥期間)

第 51 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

以 上